

鳥取縣公報

昭和二十一年八月六日
第七百三十四號

火曜日

本書ノ大キサハ規定規格ヲ列

告示

◇鳥取縣告示第三百二十八號

本縣產輕車輛の販賣價格の統制額が大藏大臣において次のやうに指定された。

昭和二十一年八月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における鳥取縣產輕車輛の販賣價格の統制額を次のやうに指定する。

昭和二十一年八月六日

大藏大臣 石 橋 湛 山

一、荷馬車統制額(單位一臺)

名 稱 品 種 販賣業者統制額

米子式 小車 三、八〇〇、〇〇〇

鳥取式 〃 四、一〇四、〇〇〇

二、荷車統制額(單位一臺)

名 稱 品 種 販賣業者統制額

米子式 小車 一、〇八〇、〇〇〇

鳥取式 〃 一、二六〇、〇〇〇

米子式 中車 一、二〇〇、〇〇〇

鳥取式 〃 一、四〇〇、〇〇〇